

## 令和4年第3回羽幌町議会定例会会議録

### ○議事日程（第3号）

令和4年3月15日（火曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 2号 令和3年度定期監査報告（第3次）について
- 第 4 議案第 4号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 5号 羽幌町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 6号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 7号 羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 9号 令和3年度羽幌町一般会計補正予算（第10号）
- 第 9 議案第10号 令和3年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第11号 令和3年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第12号 令和3年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第13号 令和3年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第14号 令和3年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第 8号 羽幌町火葬場の設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第15号 令和4年度羽幌町一般会計予算
- 第16 議案第16号 令和4年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算
- 第17 議案第17号 令和4年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算
- 第18 議案第18号 令和4年度羽幌町介護保険事業特別会計予算
- 第19 議案第19号 令和4年度羽幌町下水道事業特別会計予算
- 第20 議案第20号 令和4年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算
- 第21 議案第21号 令和4年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算
- 第22 議案第22号 令和4年度羽幌町水道事業会計予算
- 第23 発議第 1号 羽幌町各会計予算特別委員会の設置並びに委員の選任について

### ○出席議員（11名）

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 1番 金 木 直 文 君 | 2番 磯 野 直 君    |
| 3番 平 山 美知子 君 | 4番 阿 部 和 也 君  |
| 5番 工 藤 正 幸 君 | 6番 船 本 秀 雄 君  |
| 7番 小 寺 光 一 君 | 8番 逢 坂 照 雄 君  |
| 9番 舟 見 俊 明 君 | 10番 村 田 定 人 君 |

11番 森 淳 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	今 村 裕 之 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
農 業 委 員 会 会 長	入 江 雄 治 君
会 計 管 理 者	渡 辺 博 樹 君
総 務 課 長	敦 賀 哲 也 君
地 域 振 興 課 長	清 水 聡 志 君
財 務 課 長	大 平 良 治 君
財 務 課 主 幹	熊 谷 裕 治 君
町 民 課 長	宮 崎 寧 大 君
福 祉 課 長	木 村 和 美 君
健 康 支 援 課 長	鈴 木 繁 君
健 康 支 援 課 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 室 長	奥 山 洋 美 君
建 設 課 長	金 子 伸 二 君
建 設 課 主 幹	上 田 章 裕 君
上 下 水 道 課 長	棟 方 富 輝 君
農 林 水 産 課 長	伊 藤 雅 紀 君
商 工 観 光 課 長	高 橋 伸 君
天 売 支 所 長	竹 内 雅 彦 君
学 校 管 理 課 長 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	酒 井 峰 高 君
社 会 教 育 課 長 兼 公 民 館 長	飯 作 昌 巳 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	伊 藤 雅 紀 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	敦 賀 哲 也 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	豊 島 明 彦 君
総 務 係 長	嶋 元 貴 史 君
書 記	山 田 太 志 君
書 記	佐 藤 諒 輔 君

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

7番 小 寺 光 一 君                      8番 逢 坂 照 雄 君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第2号

○議長（森 淳君） 日程第3、報告第2号 令和3年度定期監査報告（第3次）についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、鈴木典生君。

○代表監査委員（鈴木典生君） ただいま議題となりました令和3年度定期監査報告（第3次）について内容のご説明を申し上げます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施しましたので、同条第9項及び羽幌町監査基準第14条の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

なお、本監査の報告につきましては、平山監査委員との合議によるものであります。

1 ページをお開き願います。定期監査報告書。

1、監査の時期及び対象は、令和4年1月20日から1月27日までのうち4日間にわたりまして、商工観光課、建設課、農業委員会、農林水産課、上下水道課の5機関を対象に、平山監査委員と共に実施をしたところでございます。

2、監査の対象とした事項であります。財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、提出された関係書類、帳簿等に基づきその内容を確認するとともに、関係職員からの聞き取りにより実施をいたしました。

3、監査の結果につきましては、財務に関する事務についてそれぞれ適正な執行に努め

られたものと認められました。

主な内容につきまして、次のとおり報告いたします。2ページをお開き願います。以下、12月末現在における主な事項についてご説明を申し上げます。最初に、農業委員会について申し上げます。(1)、農地法等に基づく取扱処理状況であります。耕作目的による権利移動など処理件数の合計は58件となっております。

次の(2)、農業者年金受給状況では、受給者数は合計で123人となっております。

(3)の契約状況は説明を省略させていただきます。

3ページを御覧願います。農林水産課について申し上げます。(1)の農林水産業振興事業補助金交付状況では、合計件数は37件で、補助金額は5億1,602万9,397円であり、昨年に比較し約1,000万円増加しております。これは、新型コロナウイルス対策農林水産業支援事業、地方創生臨時交付金事業であります農業、水産業合わせて約1,100万円の増が主な要因であります。

(2)、契約状況の①、物品購入・修繕から、次のページの②、業務委託までにつきましては記載のとおりでございます。御覧をいただき、説明は省略をさせていただきます。

次の(3)、漁村環境改善総合センター利用状況につきましては、今年度、昨年度に比較し、合計で67名減少しております。

5ページを御覧願います。(4)、焼尻めん羊育成管理状況であります。上段の表には令和2年11月末から令和3年11月末までの各月における移動数を出生年、要因別に記載しております。表の右、合計欄には月ごとの飼養頭数を記載しております。令和3年11月末の頭数は、昨年11月末の197頭から9頭増の206頭となっております。内容につきましては、下段の表を御覧願います。出産による増は142頭、減は種畜売却が2頭、肉羊売却が54頭、へい死が77頭となっております。なお、今年度は令和3年11月15日、担当課による駆虫作業に併せて行いました飼養頭数の把握時に監査室職員が立ち会い、頭数の確認をしております。

次に、6ページをお開き願います。商工観光課について申し上げます。(1)、資金融資利用状況の中小企業特別融資利用状況につきましては、金融機関の融資限度額7億円に対しまして利用件数は合計56件、融資残高は1億4,836万9,000円で、利用率は21.2%となっております。

(2)、契約状況につきましては御覧をいただき、説明は省略をさせていただきます。

次に、7ページを御覧願います。(3)、ハートタウンはぼろ収支状況であります。収入額3,086万1,215円、支出額2,346万6,718円で、収入額から支出額を差し引いた形式収支は739万4,497円となっております。

次の(4)の焼尻発電所運転保守業務受託事業につきましては、保守業務委託の契約金額は4,829万6,600円であります。なお、営業・配電事業及び諸費用につきましては実績精算額となっており、収入済額の合計は3,883万8,330円であります。

次に、8ページをお開き願います。(5)、令和3年12月末現在の商工観光振興事業

補助金交付状況であります。合計件数は155件で、1億26万8,444円となっております。内容は、労働関係2件、商工関係23件、観光関係2件、また新型コロナウイルス対策事業分につきましては、商工関係127件、観光関係1件であります。今年度も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の対応により、観光事業では羽幌甘エビまつり、天売ウニまつり、焼尻めん羊まつりなど羽幌町の主要観光事業が中止となっており、補助金の交付はありませんが、昨年同様新型コロナウイルス対策に係る事業継続等支援事業補助金として、商工関係におきましては飲食店事業継続支援で53件、1,060万円、販売促進支援で4件、81万1,000円、また町内事業者事業継続支援70件、513万3,833円、合計で127件、1,654万4,833円の補助金が交付されております。観光関係におきましても、新型コロナウイルス対策指定管理事業継続支援金として1件、3,000万円の補助金となっております。

(6)、観光施設等入り込み状況では、昨年に引き続き新型コロナウイルスの影響により、昨年度同時期と比較し、4,002名の減、11万3,769人となっております。

(7)、観光イベント入り込み状況ですが、全て中止となっております。

9ページを御覧願います。建設課について申し上げます。1、建設港湾事業の(1)、契約状況であります。内容は記載のとおりであります。③、工事請負において、土木工事につきましては、昨年度、産業廃棄物安定型最終処分場埋立工事が契約金額1億5,680万5,000円で令和4年度までの継続費を設定し、契約をされております。なお、今年度の事業分は昨年度より562万1,000円増の5,380万1,000円となっております。

また、橋梁関係では、豊水橋補修工事1件、1,870万円で、昨年度と比較すると8,991万4,000円減少しております。これは、昨年実施の豊水橋補修工事請負費よりも5,841万円、また寿3線橋補修工事3,150万4,000円が減となったことによるものであります。

なお、土木工事全体での契約金額は約9,526万円減少し、1億1,715万円となっております。

建築につきましては、合計で昨年度より2,482万7,000円増加し、1億5,221万8,000円となっております。この主な要因は、羽幌町総合体育館トイレ及びボイラー改修工事等の増によるものであります。

河川につきましては、昨年度より7,753万9,000円減少し、213万4,000円となっております。この主な要因は、昨年実施の福寿川護岸改修工事の減によるものであります。

工事請負全体で1億4,797万2,000円減の2億7,150万2,000円となっております。

次の10ページをお開き願います。(2)、道路占用許可状況は、説明を省略させていただきます。

(3)、建築確認申請状況であります。12月末現在の新築及び増築を合わせた件数は10件で、現時点におきまして昨年度と比較しますと表の右下の増減欄のとおり、新築は1件の増、増築は1件の増、合計で2件の増となっております。

11ページを御覧願います。(4)、町道舗装整備状況につきましては、実延長、舗装延長及び舗装率につきまして、前年度との変更はありません。

(5)、町道除雪計画であります。道路、歩道延長及び除雪委託延長も、前年度からの変更はありません。

12ページをお開き願います。上下水道課について申し上げます。1の上水道事業、(1)、契約状況であります。内容は記載のとおりでございます。③の工事請負は、前年度より1,249万500円が増加し、8,259万3,500円となっております。これは、主に昨年度実施の自家発電施設整備工事請負費より今年度実施の浄水場内シーケンサ装置更新工事請負費が1,281万5,000円増となったことによるものであります。

次の13ページ、2の下水道事業、(1)、契約状況の③、工事請負につきましては、昨年度とほぼ同額の2,200万円となっております。

14ページをお開き願います。(2)、水洗便所等改造に関する状況の①、公営住宅及び一般住宅についてであります。令和3年度は、12月末までの水洗便所改造戸数は公営住宅、一般住宅合わせて26件であります。内訳は記載のとおりであります。

なお、下水道の普及状況であります。12月末現在、普及率85.2%、水洗化率73.1%であります。水洗化率では昨年度より0.5%減少しておりますが、これは転出等により接続済み人口及び接続可能人口の減少によるものであります。

次の15ページを御覧願います。②、水洗便所改造等資金貸付状況では、令和3年度12月末までの貸付けはありません。累計で37件、貸付金額の総額は2,593万円となっております。

3、簡易水道事業の(1)、契約状況につきましては、内容は記載のとおりでございますので、御覧をいただき、説明は省略をさせていただきます。

以上で令和3年度第3次定期監査報告といたします。よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(森 淳君) これから監査報告の内容について、監査委員に対して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第2号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号 令和3年度定期監査報告（第3次）については原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第4号

○議長（森 淳君） 日程第4、議案第4号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） ただいま上程されました議案第4号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和4年3月8日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。職員のサービスの宣誓に関する政令の一部を改正する政令（令和3年政令第68号）の施行に伴い、宣誓書への署名押印を不要とするなど本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例。

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年羽幌町条例第4号）の一部を次のように改正する。

それでは、改正内容の説明を申し上げますので、お配りしております新旧対照表を御覧ください。左側に現行条文を、右側に改正案を記載し、改正箇所には下線を引いて表示しております。

それでは、改正内容をご説明いたします。第2条においては、職員のサービスの宣誓の際に面前及び署名に係る規定を削除し、宣誓書を任命権者に提出することに改めるものであり、その他は字句の修正ですので、説明は省略させていただきます。

別記の宣誓書の様式においては、押印の部分を削除するものであり、その他は字句の修正等ですので、説明は省略させていただきます。

以上が改正内容の説明でございます。なお、改正文の朗読は、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第4号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。



これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第5号

○議長(森 淳君) 日程第5、議案第5号 羽幌町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長(敦賀哲也君) ただいま上程されました議案第5号 羽幌町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和4年3月8日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律(令和3年法律第58号)の施行による地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)の一部改正に伴い、非常勤職員に係る育児休業の取得要件の緩和等について本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものでございます。

次のページをお開き願います。羽幌町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

羽幌町職員の育児休業等に関する条例(平成4年羽幌町条例第2号)の一部を次のように改正する。

それでは、改正内容の説明を申し上げますので、お配りしております新旧対照表を御覧ください。左側に現行条文を、右側に改正案を記載し、改正箇所には下線を引いて表示しております。

それでは、改正内容をご説明いたします。第2条においては、非常勤職員、いわゆる会計年度任用職員における育児休業の取得要件を緩和するもので、第3号アの(ア)における引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員の要件を廃止するため、(ア)を削除し、(ア)の削除に伴い、(イ)において特定職務を定義するための改正を行い、(イ)を(ア)に、(ウ)を(イ)に改めるものであります。

第19条においては、部分休業の取得要件を緩和するため、第2条における改正と同様に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員の要件を廃止するため、第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して町長

が定める」に改め、同号ア、イを削除するものであります。

次に、第23条、規則への委任を第25条とし、第22条の次に追加する第23条、第24条においては育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じるもので、第23条の妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等では、妊娠または出産等を申し出た職員に対し、育児休業に関する制度の周知や意向確認等を行うものとし、申出をしたことを理由に不利益な取扱いを受けることのないよう定めるものであります。

第24条の勤務環境の整備に関する措置では、育児休業の承認の請求が円滑に行われるように育児休業に係る研修の実施や相談体制の整備などの措置を講じることを定めるものであります。

以上が改正内容の説明であります。なお、改正文の朗読は、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第5号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 羽幌町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第6号

○議長（森 淳君） 日程第6、議案第6号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました議案第6号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和4年3月8日提出、羽幌町長。

提案理由は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正

する法律（令和3年法律第66号）及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第253号）の施行に伴い、未就学児に係る被保険者均等割額の減額規定を整備するため、改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羽幌町国民健康保険税条例（平成24年羽幌町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正内容をご説明申し上げますが、別途お配りしております議案第6号説明資料、羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（要旨）に基づきまして説明をさせていただきます。なお、適用条項の改正や字句の修正等につきましては説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

今回の改正につきましては、未就学児に係る均等割額の軽減措置を導入するものであります。国民健康保険税においては、低所得者に対する保険税の軽減対策として所得に応じて均等割額や世帯別平等割額を7割、5割、2割軽減しておりますが、今回の改正では未就学児に係る均等割額につきまして軽減措置の実施後さらに2分の1を軽減し、それぞれの世帯区分に応じ、表に記載しております金額に減額するものであります。

ただいまの説明をもちまして、改正本則の朗読は省略をさせていただきます。

改正条例案のほうに戻っていただきまして、2枚目を御覧願います。附則、施行期日、第1条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の2第1号、第13条第1項、第23条及び第23条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第2条から第4条まで及び第6条から第13条までの改正規定並びに次条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

適用区分、第2条、この条例（前条ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の羽幌町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第6号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長（森 淳君） 日程第7、議案第7号 羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

社会教育課長、飯作昌巳君。

○社会教育課長（飯作昌巳君） ただいま上程されました議案第7号 羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和4年3月8日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、現在実施している羽幌町総合体育館使用料の緩和措置期間を延長するため、改正しようとするものでございます。

総合体育館の使用料につきましては、令和3年4月からの直営管理移行に伴いまして、これまで指定管理者が設定していた利用料金から条例に規定する使用料に戻ることとなり、結果金額が上昇し、利用者の負担が増加することから、料金の激変緩和を図ることとして1年間是从前の金額に据え置くこととする条例改正案を昨年3月の定例議会で決定をいただきまして現在に至っているところでございますが、1年間の緩和期間が終了する令和4年度からは自動的に条例に規定する使用料に戻するため、その取扱いについて検討を行ってきたところでございまして、要点といたしましては条例上の本来の金額に戻すか、または緩和措置を継続するかという部分になりますが、これらを考えるに当たりまして、まず条例に規定する金額が当時どういう根拠で設定されたのかを振り返ってみましたところ、実際に施設を使用した際の料金設定というよりも指定管理者による管理運営を前提とした利用料金の上限額の設定を目的としたものであったことから、緩和期間を終了し、条例上の使用料に戻すとしても、その設定根拠からは施設の利用者に対して求める応分の負担額とは言いにくく、改めて本来の使用料としての金額設定が必要と考えるところでございます。これらのことから、新料金の策定並びにその周知や理解の醸成を図る期間として現在実施中の緩和期間を1年間延長するため、改正をするものでございます。

それでは、改正文を朗読いたします。

羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例（昭和47年羽幌町条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上が今回の改正の内容でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（森 淳君） これから議案第7号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第9号～議案第14号

○議長（森 淳君） 日程第8、議案第9号 令和3年度羽幌町一般会計補正予算（第10号）、日程第9、議案第10号 令和3年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第10、議案第11号 令和3年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第11、議案第12号 令和3年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、日程第12、議案第13号 令和3年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第13、議案第14号 令和3年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、以上6件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました各会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計につきまして既定の予算総額から歳入歳出それぞれ4億5,289万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ68億2,047万6,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、各事業の完了などによる減額補正が主なものでありますが、まず歳出についてその主なものを申し上げます。2款総務費、企画費においてまちづくり応援寄附金推進事業総額1億529万1,000円の減額は、寄附金額が予算額を下回る見込みとなったことによるものであります。

次に、4款衛生費、じんかい処理費において羽幌町外2町村衛生施設組合負担金、2事業合計1億6,849万円の減額は、前年度繰越額の確定や同組合において今年度から継

続費を設定している施設設備事業に関して年割額が変更になったことなどによるものであります。

次に、9款消防費において北留萌消防組合負担金2,631万4,000円の減額は、同組合における前年度繰越額の確定や執行見込みなどによるものであります。

以上で歳出を終わり、次に歳入の主なものを申し上げます。1款町税において個人町民税1,284万5,000円の増額は、当初見込みより個人所得が上昇したことによるものであります。

次に、7款地方消費税交付金において4,814万円の増額は、交付実績及び今後の交付見込みによるものであります。

次に、10款地方交付税において普通地方交付税1億1,558万1,000円の増額は、追加交付決定によるものであります。

次に、18款繰入金において財政調整基金繰入金3億5,798万9,000円の減額は、収入見込みから減額するものであります。

このほか、国庫支出金や道支出金、町債などの特定財源につきましては、各事業の確定などによる減額及び増額となっております。

以上で一般会計を終わり、続いて国民健康保険事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ50万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,680万6,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、歳出で3款国民健康保険事業費納付金において負担金補助及び交付金170万8,000円の減額は、事業費納付金の額確定によるものであります。

次に、4款保健事業費、保健活動費においてがん検診委託料54万円の増額は、がん検診受診者数の実績見込みによるものであります。

次に、6款諸支出金において償還金利子及び割引料66万6,000円の増額は、保険給付費等に係る過年度分交付金などの額確定に伴う返還金であります。

歳入につきましては、対象世帯の所得額減少により国民健康保険税を減額し、不足する財源につきましては一般会計繰入金などを増額しております。

続いて、後期高齢者医療特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ174万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,073万9,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、歳出で2款後期高齢者医療広域連合納付金において療養給付費負担金174万9,000円の減額は、広域連合に対する保険基盤安定負担金の額確定によるものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を減額しております。

続いて、介護保険事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1,543万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,079万6,000円とするものであります。

補正をいたします内容を勘定別にご説明申し上げます。保険事業勘定の歳出で1款総務費、一般管理費において給料61万8,000円、職員手当等79万円の各減額及び職員健康診断委託料7,000円の増額は人事異動によるものであり、役務費7,000円の増額は執行見込み、電算システム改修委託料43万6,000円の減額は業務の完了によるものであります。

同じく、認定調査費において役務費100万円の減額は、執行見込みによるものであります。

次に、2款保険給付費、介護サービス等給付費において負担金補助及び交付金1,000万円の減額は、介護サービス利用料等の減少傾向によるものであります。

次に、6款諸支出金、償還金及び還付加算金において過年度分負担金返還金129万7,000円の増額は、過年度分国庫負担金の額確定によるものであります。

次に、サービス事業勘定の歳出1款総務費、事業管理費において会計年度任用職員人件費総額357万円の減額は、介護支援専門員の1名欠員によるものであります。

次に、2款事業費、居宅介護支援事業費において旅費33万円の減額は、執行見込みによるものであります。

歳入につきましては、事業費の実績見込みなどにより特定財源などを増減したほか、一般会計繰入金につきましては各勘定ともに減額しております。

続いて、下水道事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2,000万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,454万1,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、歳出で1款総務費、一般管理費において職員人件費総額769万1,000円の減額は、人事異動によるものであり、地方公営企業法適用関係業務委託料99万5,000円の減額、消費税及び地方消費税37万円の増額は、それぞれ額の確定によるものであります。

同じく、施設管理費において管渠清掃業務委託料68万2,000円、修繕料297万円の各減額は、事業の完了によるものであります。

次に、2款事業費、下水道建設費において実施設計委託料454万円、公共下水道整備工事請負費349万3,000円の各減額は、事業の完了によるものであります。

歳入につきましては、事業費の確定などにより国庫補助金などの特定財源のほか、一般会計繰入金につきましても減額しております。

続いて、簡易水道事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ50万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4,849万4,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、歳出で1款簡易水道費、水道維持費において水道施設台帳整備業務委託料50万6,000円の減額は額の確定によるものであり、歳入につきましては一般会計繰入金を減額しております。

以上が今回補正をいたします予算の主な内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） それでは、私から内容をご説明申し上げます。

議案集（別冊）の一般会計6ページをお開き願います。第2表、継続費補正であります。衛生施設組合負担金事業につきまして同組合が実施している新一般廃棄物処理施設等建設事業につきまして、入札執行等に伴い事業費総額及び年割額を変更するものであります。

次に、第3表、繰越明許費の追加であります。住民基本台帳システム改修事業につきましては、国の補正予算を活用し、マイナンバーカード所有者の転出、転入手続のワンストップ化を図るため、同システムの改修を令和4年度に繰り越し実施するものであります。

次の住民税非課税世帯臨時特別給付事業につきましては、同事業に係る給付金については本年9月末まで申請期間が設けられているため、4月以降に支出が見込まれる事業費を繰り越すものであります。

次の新型コロナウイルスワクチン接種事業とその2つ下の会計年度任用職員人件費（衛生費分）につきましては、現在実施しておりますワクチン接種業務につきまして4月以降の接種分に係る事業費を繰り越すものであります。

最後に、地籍調査事業につきましては、本年1月に発注した業務などにつきまして年度内に完了できない見込みとなりましたことから、繰り越して実施するものであります。

次に、第4表、債務負担行為の変更であります。羽幌小学校及び羽幌中学校におけるインターネット環境を強化するためのプロバイダーとの通信契約について契約開始月が本年2月となり、翌年度以降の支出予定額が増加することから、限度額を変更するものであります。

27ページをお開き願います。1款議会費において行政視察事業67万3,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業中止によるものであります。

28ページをお開き願います。2款総務費、一般管理費において一般管理業務経費総額220万4,000円の減額は、実績及び執行見込みによるものであり、事務用機器購入費36万3,000円の減額は、額の確定によるものであります。

同じく、財政管理費において旅費8万5,000円の減額は実績及び執行見込みによるものであり、財務諸表作成支援業務委託料11万円の減額は額の確定によるものであります。

29ページを御覧ください。企画費において国際交流支援事業15万円、離島魅力発信事業111万3,000円の各減額は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業の中止及び縮小によるものであり、地域おこし協力隊事業183万4,000円の減額は、協力隊員の採用が困難になったことによるものであります。30ページをお開き願います。地



域魅力PR事業52万6,000円、都市間交流事業145万2,000円、次のページの留萌中部地域振興協議会事業58万1,000円の各減額につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業中止によるものであります。

32ページをお開き願います。自治振興費において地方バス路線維持費補助金254万1,000円の減額は額の確定によるものであり、防犯灯管理事業については特定財源である交通安全対策特別交付金が増額となったことから、財源更正するものであります。

同じく、戸籍住民基本台帳費において個人番号カード事務委任事業交付金173万5,000円の減額は、個人番号カード発行等に係る費用の見直しに伴うものであり、電算システム改修委託料176万円の増額は、繰越明許費でご説明いたしましたマイナンバーカード所有者の転出、転入手続のワンストップ化を図るためのシステム改修費用であります。

33ページを御覧ください。衆議院議員総選挙費につきましては、道支出金の確定に伴い財源更正するものであります。

同じく、統計調査費において統計調査員報酬12万3,000円の減額は、経済センサス活動調査事業の完了によるものであります。

34ページをお開き願います。3款民生費、社会福祉費において障がい者自立支援事業481万9,000円の増額は、実績及び執行見込みにより各経費が増減するものであります。国民健康保険事業特別会計繰出金268万6,000円の増額は、繰り出し対象事業費の増によるものであり、障がい児通所給付事業310万6,000円の増額は、利用回数等の増加見込みによるものであります。高齢者福祉ハイヤー事業につきましては、特定財源であります過疎債ソフト分の事業間調整により財源更正を行うものであります。

35ページを御覧ください。介護福祉費において老人福祉施設措置費338万2,000円の減額は、実績及び今後の執行見込みによるものであり、介護保険事業特別会計繰出金943万1,000円の減額は、繰り出し対象事業費の減によるものであります。介護サービス基盤整備事業補助金48万7,000円の減額は、補助対象者数の確定によるものであります。

同じく、後期高齢者医療費において後期高齢者医療特別会計繰出金174万8,000円の減額は、広域連合に対する保険基盤安定化負担金の確定によるものであります。

36ページを御覧ください。児童福祉費において子育て支援対策事業547万9,000円の増額は、実績及び今後の執行見込みにより各経費を増減するほか過年度分国庫支出金の確定による返還金を増額するものであります。保育士等修学資金貸付金150万円の減額は、執行見込みによるものであり、子育て世帯総合体育館利用助成事業9万1,000円の減額は、総合体育館の管理が町直営となったことから、関係予算を減額するものであります。保育士等処遇改善臨時特例事業補助金70万7,000円の増額は、本年2月から9月までの間、職員に対して3%程度の賃金改善を行う教育、保育施設等に対し、2月から3月分の必要な費用を補助するものであり、財源につきましては全額国庫支出金で賄われるものであります。新型コロナウイルス感染症対策等補助金10万円の増額は、児

童福祉施設における感染症対策に必要な衛生用品や備品の購入に対し支援するものであり、財源につきましては国及び道支出金により3分の1ずつ賄われるものであります。

37ページを御覧ください。児童措置費において児童手当給付事業196万5,000円の減額は、支給区分により増減がありますが、給付対象児童総数の減によるものであり、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業285万円、子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）事業200万円、同追加給付金事業200万円の各減額は、いずれも給付見込みによるものであります。子育て世帯への臨時特別給付金事業（地方創生臨時交付金事業分）につきましては、地方創生臨時交付金を充当したことによる財源更正であります。

38ページをお開き願います。4款衛生費、保健衛生費において離島歯科診療医師報償費71万9,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大により本年1月に予定していた歯科診療が中止となったことによるものであり、遠隔医療システム備品購入費181万6,000円の減額は、昨今の半導体不足の影響から、年度内の納品が困難であり、また特定財源である道支出金については繰り越しての対応ができないことから、事業実施を来年度に延期するものであります。医師確保対策事業につきましては、特定財源であります過疎債ソフト分の事業間調整により財源更正を行うものであります。

同じく、健康センター運営費について需用費44万円の増額は、燃油価格等の高騰により燃料費及び光熱水費を増額するものであり、予防接種委託料300万円の減額は、実績及び執行見込みによるものであります。

39ページを御覧ください。環境衛生費において簡易水道事業特別会計繰出金50万6,000円の減額は、繰り出し対象経費の減によるものであります。

同じく、じんかい処理費においてし尿処理事業672万5,000円の減額は、し尿前処理施設に係る負担金額の決定によるものであり、産業廃棄物埋立処理場適正化事業補助金200万円、車両購入費697万7,000円の各減額は、いずれも事業の完了によるものであります。

40ページをお開き願います。6款農林水産業費、農業委員会費において旅費64万5,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により研修会等が中止になったことによるものであります。

同じく、農業振興費において機構集積協力金50万円、農業後継者対策事業補助金120万円の各減額は、いずれも実績及び執行見込みによるものであり、新型コロナウイルス対策農林水産業支援事業補助金50万円の減額は、事業の完了によるものであります。

41ページを御覧ください。町有林費において町有林管理事業258万円の減額は、事業の完了などによるものであります。

同じく、林業振興費において私有林等整備事業補助金1,000万円の減額は、実績及び執行見込みによるものであります。

42ページをお開き願います。野生動物対策費において地域おこし協力隊活動費補助金

65万3,000円の減額は、実績及び執行見込みによるものであります。

同じく、水産業振興費において漁業近代化資金利子補給金15万3,000円の減額は額の確定によるものであり、漁業後継者等育成事業交付金21万円の減額は実績及び執行見込みによるものであります。離島活性化事業につきましては、道支出金が増額になりましたことから、財源更正するものであります。

43ページを御覧ください。7款商工費、商工振興費において北海道消費者行政活性化事業8万円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により研修会参加を中止したことによるものであります。ハートタウンはぼろ運営事業総額96万6,000円の減額は実績及び今後の執行見込みによるものであり、ハートタウンはぼろ施設管理事業7万5,000円の減額は事業完了によるものであります。ハボロマルシェ開催事業補助金25万5,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業を中止したことによるものであり、中小企業振興資金利子補給金41万9,000円、企業振興促進補助金138万5,000円、商工会補助金21万9,000円、雇用促進助成金132万円の各減額は、それぞれ実績及び執行見込みによるものであります。44ページをお開き願います。6次産業化推進事業補助金168万2,000円の増額は補助対象事業費の増額によるものであり、創業支援事業14万円の減額は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業を中止したことによるものであります。中小企業者支援事業補助金130万円、企業従業員住宅建設促進事業補助金100万円の各減額は、いずれも実績及び執行見込みによるものであり、まちづくり事業基金積立金564万7,000円の増額は、商業複合施設運営に係る収益の増加見込みによるものであります。消費活性化対策事業につきましては、特定財源である地方創生臨時交付金の充当額を増額したことによる財源更正であります。

45ページを御覧ください。観光費においてサンセットビーチ運営事業69万6,000円の減額は事業完了によるものであり、合宿誘致事業52万6,000円の減額は実績及び執行見込みによるものであります。観光協会補助事業251万3,000円、観光誘客推進事業82万2,000円の各減額は、いずれも新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業の一部を縮小、中止したことによるものであります。サンセットビーチ施設管理事業につきましては、事業費の一部が道支出金に採択されたことから、財源更正するものであります。

46ページをお開き願います。8款土木費、地籍調査費において地籍調査事業811万6,000円の減額は、事業費の確定によるものであります。

47ページを御覧ください。道路橋梁費において橋梁長寿命化事業422万6,000円の減額は、事業完了によるものであります。

同じく、道路新設改良費において道路整備工事請負費378万2,000円の減額につきましても事業完了によるものであります。

48ページをお開き願います。河川管理費において土地購入費28万7,000円の減

額は、購入協議が調わず、未執行となったことによるものであります。

同じく、都市計画管理費において下水道事業特別会計繰出金124万9,000円の減額は、繰り出し対象経費の減によるものであります。

49ページを御覧ください。住宅管理費において町営住宅等整備基金積立金131万4,000円の増額は、町営住宅管理に係る収支差額の増加見込みによるものであり、公営住宅運営事業につきましては、特定財源である国庫支出金が減額となりましたことから、財源更正するものであります。

同じく、住宅建設費において公営住宅建設事業58万7,000円の減額は、事業完了によるものであります。

51ページをお開き願います。10款教育費、事務局費において教員住宅施設管理事業74万7,000円の減額は事業の完了によるものであり、事務局業務経費につきましては国庫支出金の増額により、外国青年招致事業につきましては市町村振興協会交付金が交付決定されたことから、それぞれ財源更正するものであります。

同じく、教育総務費、教育振興費においてコミュニティ・スクール運営事業65万6,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による会議回数が減少したことによるものであります。

52ページをお開き願います。小学校費、学校管理費において改修工事請負費18万9,000円の減額は、事業完了によるものであります。

同じく、小学校費、教育振興費において小学校教育振興事業28万7,000円の減額は、各事業の完了などによるものであります。

53ページを御覧ください。中学校費、学校管理費において工事請負費35万6,000円、備品購入費69万3,000円の各増額は、来年度羽幌中学校において特別支援学級が増加することから、必要な教室の整備及び備品等の購入を今年度中に実施するものであり、中体連参加補助金、2校合わせて236万3,000円の減額は、事業完了によるものであります。羽幌中学校感染防止対策事業につきましては、特定財源である地方創生臨時交付金を充当したことによる財源更正であります。

54ページをお開き願います。高等学校費、学校管理費において定体連参加補助金19万3,000円の減額は、事業完了によるものであります。

同じく、高等学校費、教育振興費において工事請負費464万2,000円の減額は、事業完了によるものであります。天売高校学生寮感染防止対策事業につきましては、特定財源である地方創生臨時交付金を充当したことによる財源更正であります。

55ページを御覧ください。公民館費において工事請負費56万1,000円の減額は、事業完了によるものであります。

同じく、体育振興費においてスキー場まつり実施事業24万円、おろろんウィンターフェスティバル開催事業80万3,000円の各減額は、いずれも新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業が中止となったことによるものであります。

56ページをお開き願います。体育施設費において工事請負費273万9,000円の減額は、事業完了によるものであります。

同じく、学校給食費において旅費12万5,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により研修会等が中止になったことによるものであり、工事請負費14万円の減額は、事業完了によるものであります。

57ページを御覧ください。12款公債費において償還金利子及び割引料2,299万4,000円の減額は、令和2年度事業に係る地方債の借入額確定などにより減額するものであります。

58ページをお開き願います。13款諸支出金、職員給与費において総額3,781万6,000円の減額は、実績及び執行見込みにより各経費を減額するものであります。

59ページから61ページまでにつきましては、給与費明細書の状況であります。御覧をいただきまして、説明は省略をさせていただきます。

以上が一般会計の補正内容であります。国民健康保険事業特別会計など各特別会計の補正内容につきましては町長からの提案理由の説明をもちまして説明は省略をさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算、継続費及び繰越明許費のほか一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時20分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第9号 令和3年度羽幌町一般会計補正予算（第10号）について歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債一括して質疑を行います。

7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） それでは、資料の6ページの継続費補正についてお伺いします。

まず、昨日の一般質問でも継続費、衛生施設組合の関係のことで質問の中でいろいろしたのですが、まず誤解を与えたかなと思うのは、数字においては説明を含めて衛生施設組合からもらった情報であるということで、それを疑っているわけではないのですが、衛生施設でも先日議会が行われて継続費補正について説明がありました。昨日も

少し触れたのですけれども、その際、衛生施設の継続費、各町村の割合ではないのですけれども、全体としての継続費についてなのですが、令和5年度についての見通しは書かないわけにはいかないから、書いてあるという説明だったのです。それを踏まえて、町のほうに町の負担割合ということで補正金額で令和4年度には2億9,900万、令和5年については5億六千万何がしということなのですが、組合では書かないわけにはいかない数字を載せたということで来ているのですが、ここは羽幌町の議会ですから、情報の共有化というのを構成町村の羽幌町として、特に財務なり担当課、町民課だと思えるのですけれども、申入れという形でもいいので、情報をきちんと、組合と各構成町村の情報があまりにも違うのではないかということが羽幌町の議会で行われたという形でもいいのですけれども、きちんと申入れをしてほしいなというふうに思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時23分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長、今村裕之君。

○副町長（今村裕之君） お答えいたします。

衛生施設組合で行われている事業については、各町村の事業費等につきましては今までも担当者会議等で十分情報共有はしているつもりではありますけれども、今後につきましてもその辺確認しながら事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 今まで以上に組合との情報の共有を進めていただかないと、今回もかなりそれによって羽幌町としてのいろんな事業の停滞ですとかそういうことが起きているものの原因になっているので、ぜひ今まで以上にそういう問合せなり、会議のみならず様々な意見の聴取、また羽幌町として必要であれば要望ですとかそういうことを今以上にさせていただきたいというような内容でした。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 41ページの私有林等整備事業、これ1,000万円の予算で、年度当初の予算でいくと新規で予算を立てている事業になっておりますけれども、この事業は一つも実施しなかったということですか。

○議長（森 淳君） 農林水産課長、伊藤雅紀君。

○農林水産課長（伊藤雅紀君） お答えいたします。

この私有林等整備事業につきましては、私有林を整備するに当たりまして基本的な財源

の構成といたしまして国庫補助金の68%、残り32%のうち別な町の補助事業として16%を補助し、所有者が16%ということで事業を実施しているところであります。この私有林等整備事業につきましては、国庫補助金の68%が満度につかなかった場合につきまして町の別な事業としてその68%分をあてがうということで予算立てしているものでありますので、今回国の補助金が満度に68%ついているということで、今回この事業を実施しなくても私有林の整備ができたということで全額減額するというものであります。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） ということは、国からのお金でできたのだということですか。

○議長（森 淳君） 農林水産課長、伊藤雅紀君。

○農林水産課長（伊藤雅紀君） そのとおりであります。

○議長（森 淳君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 令和3年度羽幌町一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 令和3年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 令和3年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 令和3年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に

ついて歳入歳出予算一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 令和3年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 令和3年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 令和3年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 令和3年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について歳入歳出予算、継続費及び地方債一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。



したがって、議案第13号 令和3年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 令和3年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について歳入歳出予算及び継続費一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 令和3年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時31分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第8号、議案第15号～議案第22号

○議長（森 淳君） 日程第14、議案第8号 羽幌町火葬場の設置及び管理条例の一部を改正する条例、日程第15、議案第15号 令和4年度羽幌町一般会計予算、日程第16、議案第16号 令和4年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算、日程第17、議案第17号 令和4年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算、日程第18、議案第18号 令和4年度羽幌町介護保険事業特別会計予算、日程第19、議案第19号 令和4年度羽幌町下水道事業特別会計予算、日程第20、議案第20号 令和4年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算、日程第21、議案第21号 令和4年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算、日程第22、議案第22号 令和4年度羽幌町水道事業会計予算、以上9件を一括議題とします。

これから各議案の提案理由の説明を求めるとにします。

日程第14、議案第8号 羽幌町火葬場の設置及び管理条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） ただいま上程されました議案第8号 羽幌町火葬場の設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由及びその内容をご説明いたします。

令和4年3月8日提出、羽幌町長。

提案理由でございますが、焼尻火葬場につきましては建設後42年が経過しまして、施設の各所において経年劣化が進んでいることや、ここ10年間での稼働実態がないこと、また管理人が不在となっておりますほか、今年度において設備点検を実施した結果、一部において修繕を必要とする旨の指摘を受け、新たな費用負担が伴うこととなりました。これらの状況を踏まえまして、施設を用途廃止するため、改正しようとするものでございます。

それでは、条文を朗読いたします。羽幌町火葬場の設置及び管理条例の一部を改正する条例。

羽幌町火葬場の設置及び管理条例（昭和55年羽幌町条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表焼尻火葬場の項を削る。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） 次に、日程第15、議案第15号、日程第16、議案第16号、日程第17、議案第17号、日程第18、議案第18号、日程第19、議案第19号、日程第20、議案第20号、日程第21、議案第21号、日程第22、議案第22号の各会計予算について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました令和4年度各会計予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

我が国の経済状況は、内閣府の月例経済報告によると景気は新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和される中でこのところ持ち直しの動きが見られるとされ、先行きについては感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で各種施策の効果や海外経済の改善もあって景気が持ち直していくことが期待される。ただし、感染症による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動などの影響を注視する必要があるとし、依然として不透明な状況にあります。このような情勢の中、国の令和4年度予算につきましては昨年12月24日に閣議決定され、1月17日、国会に提出されたところであります。その予算編成に当たり基本的な考えとして、成長と分配の好循環とコロナ後の新しい社会の開拓をコンセプトとする新しい資本主義の実現を目指し、賃上げの促進などによる働く人への分配機能の強化、少子化対策などを含む全ての世代が支え合う持続可能な全世代型社会保障制度の構築を柱とした分配戦略を推進するとされております。加えて、高付加価値化と輸出

力強化を含む農林水産業の振興、老朽化対策を含む防災、減災、国土強靱化の推進、観光や文化、芸術への支援など地方活性化に向けた基盤づくりに積極的に投資するなどとされております。

一方、地方財政ベースでの予算規模は約90兆5,700億円で、前年度対比7,600億円、0.9%の増加となっており、地方交付税は18兆538億円で、前年度対比6,153億円、3.5%の増加、地方交付税の振替措置としての臨時財政対策債は1兆7,805億円で、前年度対比3兆6,992億円、67.5%の減少、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税の総額は19兆8,343億円で、前年度対比3兆838億円、13.5%の減少となっております。また、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税、臨時財政対策債及び地方譲与税などの一般財源総額は63兆8,635億円となり、前年度対比7,203億円、1.1%の増加となっております。このような国の動向も踏まえ、本町の予算編成に当たりましては、まちづくりの指針である羽幌町総合振興計画を基本とし、地方創生に向けた羽幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略や公共施設マネジメント計画などに基づき行ったものであります。

まず、歳入であります。主要財源である地方交付税については、国の動向を的確に把握し見込むこととし、自主財源である町税は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地域経済の状況を見極めながら、徴収率の向上と適正な滞納対策に努め、確実な収入を見込むものであります。また、町債につきましては、将来の財政負担を考慮し、事業内容に応じて交付税措置のある起債を優先しつつ、借入れの判断を慎重に行ったところであります。さらに、基金の繰入れにつきましては、一般会計では事業目的に応じて特定目的基金を繰り入れるほか、財源不足については財政調整基金の繰入れを行っており、特別会計では制度に基づき繰入れを行っております。

次に、歳出であります。経常費についてはマイナスシーリングも実施しつつ、一定の予算枠を各課に配分し、その範囲内で予算編成をする枠配分方式を、臨時費については各課が事業予算を要求し、その必要性や緊急性、金額などの審査、査定を経て予算編成する積み上げ方式を継続し、次の方針に基づき予算編成をいたしました。1点目は、徹底した行財政改革であり、成果が上がっていない事業や必要性が低下した事業については事業全体を検証し、新たな町民ニーズに応える新規事業を実施していくため、廃止や縮小、凍結などを図り、真に必要な事業の取捨選択を徹底することです。2点目は、公共施設マネジメントの推進であり、インフラ資産や公共施設に係る維持管理費について、ライフサイクルコストを考慮した効率的な管理により施設の長寿命化を図るとともに、緊急性や必要性、優先度を見極め、適切に予算反映させることです。3点目は、政策的事業の推進であり、既存事業の縮小や廃止による財源確保を図り、その財源の範囲内で政策的な事業を積極的に推進するものであります。4点目は、住民ニーズへの対応であり、様々な場面を通じた町民の声を反映し、町民生活で発生する新たな行政需要に対応するため、要望内容の的確な把握に努め、事業実施による効果や必要性を十分検討した上で予算に反

映させるものであります。5点目は、予算編成の積極的な公表であり、予算の透明性の確保を図るため、限られた財源をいかに効率よく効果的な事業に配分したのかなど分かりやすく公表するものであります。

これらの点を考慮しながら編成いたしました各会計予算の概要についてご説明申し上げます。予算の状況であります。一般会計70億8,200万円と6つの特別会計を合わせた総額は96億2,900万円で、前年度対比3億500万円、3.3%の増加となっております。

次に、一般会計における歳入予算の主な状況であります。地方消費税交付金は1億8,378万1,000円、前年度対比5,909万4,000円、47.4%の増加を見込み、地方交付税は30億1,540万円、前年度対比4,336万5,000円、1.5%の増加を見込んでおります。国庫支出金は、公営住宅建設やスポーツ公園、陸上競技場改修の実施などにより5億6,347万円、前年度対比2億1,991万4,000円、64%の増加を見込んでおります。

歳出予算の状況につきましては、経常費は総額48億4,310万円、前年度対比969万7,000円、0.2%の減少、臨時費では総額22億3,890万円、前年度対比3億7,169万7,000円、19.9%の増加となっており、合計では3億6,200万円、5.4%の増加となっております。

次に、令和4年度の主な事業についてご説明申し上げます。地域振興対策では、シングルペアレント移住雇用マッチング事業や移住就業支援事業、地域おこし協力隊員の配置を継続するなど移住定住促進を図ってまいります。また、札幌ベルエポック製菓調理専門学校との包括連携協定による様々な取組を行うほか、都市間交流事業として神奈川県海老名市との交流事業を継続するなど地域活性化を図ってまいります。子育て支援対策では、子育て支援センターや離島地区で実施されている子育て中の親子の交流事業や育児相談などを継続し、子育てへの不安緩和を図ってまいります。また、町内保育施設などに勤務しようとする学生への修学資金の貸付けや保育補助員確保に係る費用への補助を継続し、保育施設などにおける人員の確保及び充実を図ってまいります。医療対策では、医師確保対策事業や助産師看護師確保対策事業を継続し、医師及び看護師などの確保を目指してまいります。また、子供の疾病予防として実施しているおたふく風邪やインフルエンザなどへの任意予防接種費用助成事業を継続するほか、新たな取組として特定健診及び各種がん検診について、これまでの夏季、冬季健診に加え、春季、婦人科検診に併せて実施するなど受診率と健康意識の向上を図ってまいります。生活環境では、産業廃棄物処理場の埋立超過分について適正化に向け令和4年度で新最終処分場への搬入を完了させるほか、空き家の改修や解体への補助を行う空き家対策事業を継続し、生活環境の改善を図ってまいります。道路関連では、南6条通り舗装修繕工事や北2条通り歩道整備工事などを行うほか、橋梁長寿命化事業についても計画に沿って継続して取り組んでまいります。また、河川施設管理では計那詩川ほか堆積物除去工事などを行うなど、適切な施設管理に努めてまいります。

環境対策では、環境を守る基本計画に掲げる海鳥を取り巻く自然環境の保全と地域産業の活性化を目的としたシーバードフレンドリー認証制度の取組に対し引き続き補助いたします。次に、産業振興であります。農業振興では、新規就農者等への補助や鳥獣被害防止のため電牧柵の更新や追加導入費用への補助を継続し、畜産担い手育成総合整備事業による高台地区の草地更新や農業農村整備事業による用排水施設整備などを行うなど、生産性の向上と農業経営の安定化を図ってまいります。また、焼尻めん羊牧場については安定した羊肉供給を図るほか、酪農学園大学との連携事業を継続し、より適切な牧場管理体制の構築を図ってまいります。林業では、町有林整備事業や豊かな森づくり推進事業などを継続するほか、森林環境譲与税を財源とした私有林等整備事業により国や道の補助を受けられない私有林などの森林整備への支援を行い、森林の適正管理を図ってまいります。水産業では、漁業後継者などの育成を図る新規就業者等育成事業を一部拡充し、刺し網被害に対する支援や外国人技能実習生を受け入れる漁業者に対する支援などを継続するほか、北るもい漁業協同組合が事業主体となって実施するホタテ増養殖作業小屋背後地の舗装整備に対し補助を行うなど漁業振興の充実を図ってまいります。商工業では、中小企業者持続化支援事業や企業振興促進事業など各種補助を継続し、中小企業者などの事業活性化を図ってまいります。また、雇用促進助成事業や従業員住宅建設促進事業を継続するほか、外国人技能実習生を受け入れている水産加工業者に対する支援を行い、雇用環境の維持や従事者の確保を図ってまいります。観光振興では、いきいき交流センターなどの観光施設において必要な整備を行うほか、観光事業を推進する観光協会や支部などへの補助を継続し、観光客の増加を図ってまいります。防災関連では、引き続き防災用資機材の確保を図るほか、災害時などでの被災、通行止めの情報などをリアルタイムで発信できるウェブ版ハザードマップを構築するなど、災害対策を充実させてまいります。教育関連では、教育支援員の配置やスクールソーシャルワーカーの派遣による教師の負担軽減と障がいや様々な悩みを抱える児童・生徒へのサポートや支援を継続するほか、各小中学校における教師用デジタル教科書の導入により、児童・生徒が主体的に考え、学ぶ環境の整備を図ってまいります。また、中央公民館旧館の建て替えに向けた基本設計に着手するほか、総合体育館の外部改修やスポーツ公園陸上競技場改修など、社会教育施設の充実を図ってまいります。このほか、多くの事業を予算化しておりますが、内容につきましては担当課長から説明をいたします。

なお、天売複合化施設建設事業についてであります。当初予定では令和4年度から本体工事に着手し、2か年で完了させることとしておりました。しかし、現在羽幌町外2町村衛生施設組合が実施主体として実施しております新一般廃棄物処理施設整備事業におきまして着工が遅れましたことから、年度ごとの事業費の割合が大きく変更となり、令和5年度の負担割合が大幅に増加したほか、当該事業に係る令和5年度分の国庫金の交付額が減少する可能性や着工の遅れに伴う契約期間の延長の可能性など、負担額の増加を含め不透明な状況となっております。令和5年度につきましては、起債を借入れし実施を予定し

ている事業において国と連携する事業や受益者負担を求め、継続的に実施している事業など事業の中止や延期が困難な事業もあり、また借入れに当たっては特定の起債に頼らざるを得ない状況にあります。単一の自治体としては多額の要望額となりますことから、全額を配分されない可能性もあり、この場合不足分を一般財源で補わなければならなくなります。仮に要望額全額が配分された場合でも、これら全ての事業を実施する場合、単年度での起債借入額が毎年度償還している額の2倍程度の額となり、今後の財政運営に大きな影響を及ぼすこととなります。これらのことから、今後も安定した町民サービスの提供を維持していくためには複合化施設建設年度の2年延期が必要と判断させていただいたところであり、天売地区の皆様におかれましては、本施設建設に向けた期待が非常に大きなものであることは十分に承知しておりますが、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上で一般会計を終わらせていただき、特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。まず、国民健康保険事業特別会計であります。予算の総額は8億9,300万円で、前年度対比100万円、0.1%の減少となっております。これは、国民健康保険事業費納付金の減少が主な要因であります。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。予算の総額は1億4,700万円で、前年度対比400万円、2.8%の増加となっております。これは、後期高齢者医療広域連合納付金の増加が主な要因であります。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。保険事業勘定及びサービス事業勘定を合計した予算の総額は10億4,700万円で、前年度対比4,800万円、4.4%の減少となっております。これは、保険事業勘定で介護サービス等給付費が減少したことと、介護サービス事業勘定で特別養護老人ホーム建設に係る起債償還の一部が完了したことにより公債費が減少したことが主な要因であります。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。予算の総額は3億9,600万円で、前年度対比1,000万円、2.5%の減少となっております。これは、公共下水道整備工事請負費の減少などが主な要因であります。

次に、簡易水道事業特別会計について申し上げます。予算の総額は4,700万円で、前年度対比200万円、4.1%の減少となっております。これは、水道施設等維持管理委託料の減少などが主な要因であります。

次に、港湾上屋事業特別会計について申し上げます。予算の総額は1,700万円で、前年と同額となっております。

続きまして、水道事業会計について申し上げます。業務の予定量は、給水戸数3,242戸、年間総給水量は90万トンを見込み、収益的収支では給水収益2億1,990万1,000円など、水道事業収益総額2億3,494万円に対し、支出では浄水場運転管理委託料など原水及び浄水費に6,433万9,000円、量水器取替え工事など配水及び給水費に5,041万4,000円、人件費など内部管理経費を計上する総係費に3,50

8万2,000円、減価償却費に5,628万2,000円、企業債利息に1,069万9,000円など、水道事業費用総額は2億2,611万8,000円を予定し、収支差引き882万2,000円の黒字となる見込みであります。

次に、資本的収支では、工事補償金により収入総額が75万6,000円に対し支出は建設改良費に3,519万9,000円、企業債償還金に5,856万8,000円、総額9,376万7,000円、収支差引き9,301万1,000円の不足となり、その全額を損益勘定留保資金により補填しようとするものであります。今後も業務の効率化、コスト削減による経営の健全化を図り、長期的な視点を持って企業経営に一層の経営努力をいたす所存であります。

以上が令和4年度一般会計及び各特別会計予算並びに水道事業会計予算の概要であります。

最後になりますが、新型コロナウイルス感染症の終息が見えず、本町も景気の低迷が懸念されますが、今後の行財政運営につきましても限られた財源を効率的かつ効果的な事業へ配分することにより地域の活性化や安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、将来を見据えた身の丈に合った健全な財政運営を堅持していけるよう努めてまいる所存でありますので、今後とも議員各位のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

以上で令和4年度予算提案理由の説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 0時07分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で予算関連議案並びに予算議案の提案理由の説明を終わります。

#### ◎発議第1号

○議長（森 淳君） 日程第23、発議第1号 羽幌町各会計予算特別委員会の設置並びに委員の選任についてを議題とします。

提案理由は、令和4年度予算並びに予算関連議案を審査するため特別委員会を設置しようとするものであります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております本案については、羽幌町議会委員会条例第4条の規定に基づき、全員の議員をもって構成する羽幌町各会計予算特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、全員の議員をもって構成する羽幌町各会計予算特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 0時09分

再開 午後 0時09分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

羽幌町各会計予算特別委員会の正副委員長の互選の結果、委員長に3番、平山美知子君、副委員長に2番、磯野直君と決定したので、報告します。

#### ◎休会の議決

○議長（森 淳君） お諮りします。

羽幌町各会計予算特別委員会の予算並びに予算関連議案審議のため、これから3月17日の羽幌町各会計予算特別委員会閉会まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、これから3月17日の羽幌町各会計予算特別委員会閉会まで休会することに決定しました。

ただし、会議規則第10条第3項の規定により、休会中であっても羽幌町各会計予算特別委員会終了次第本会議を開きます。

#### ◎散会の宣告

○議長（森 淳君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 0時10分）